

## 屋久島世界自然遺産・国立公園における山岳部利用のあり方検討会 設置要綱

## (目的)

第1条 世界自然遺産地域を含む屋久島国立公園の山岳部の自然環境を保全するとともに、山岳部利用者に屋久島らしい質の高い利用体験を提供することを目指し、山岳部利用のビジョンを定め、施設の整備及び維持管理、利用者管理並びに情報提供等の適切な管理方策を検討するため、有識者等による「屋久島世界自然遺産・国立公園における山岳部利用のあり方検討会」（以下、「検討会」という。）を設置する。

## (検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 山岳部利用に関する基本理念及び基本方針に関する事項
- (2) 利用に関する~~ゾーンゾーニング~~の設定及び~~ゾーンゾーニング~~ごとの目標（提供する利用体験の質、想定する利用者レベル等）に関する事項
- (3) 利用施設の整備の計画、水準及び維持管理の方策等に関する事項
- (4) 利用者管理並びに情報提供に関する事項
- (5) モニタリングに関する事項
- (6) その他山岳部利用に関する必要な事項

## (検討範囲)

第3条 検討会における検討の範囲は、屋久島国立公園屋久島地域の山岳部とする。ただし、登山道等歩道が国立公園外から国立公園内に至るもの等合わせて検討することが適当な場合には、国立公園周縁部分も検討範囲に含めて検討する。

## (構成)

第4条 検討会は、九州地方環境事務所長から委嘱された有識者等並びに別紙に掲げる行政機関及び地域関係団体により構成する。

- 2 屋久島世界遺産科学委員会の委員は、オブザーバーとして検討会に出席することができるものとする。

## (運営)

第5条 検討会は、座長が招集し、議事進行を行う。

- 2 座長は、検討委員の互選により選出する。
- 3 座長は、必要に応じて、検討委員以外の有識者等に対し、検討会への出席を求めることができる。

- 4 座長は、オブザーバーとして出席している屋久島世界遺産科学委員会の委員に対し、発言を求めることができる。
- 5 座長は、自らが検討会に出席出来ない場合、検討委員の中から座長代理を指名することとする。
- 6 検討会は、原則として公開とし、議事については議事要旨を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、九州地方環境事務所及び九州地方環境事務所より委託された者が務める。

(その他)

第7条 上記に定めのない事項で、検討会の運営に必要なものについては、別に定める。

(附則) この要綱は、平成28年 月 日から施行する。

(別紙)

**【関係行政機関】**

九州地方環境事務所  
九州森林管理局  
鹿児島県  
鹿児島県教育委員会  
屋久島警察署  
屋久島町

**【地域関係団体】**

公益財団法人屋久島環境文化財団  
屋久島町議会  
屋久島町区長連絡協議会  
（公社）屋久島観光協会  
屋久島山岳ガイド連盟  
屋久島レクリエーションの森保護管理協議会  
宮之浦岳岳参り伝承会